<意見書(医師記入)>

※主治医様 下記太枠内を御記入願います。

意見書(医師記入)						
 保育所施設長 殿						
小百万加温以及 // //						
	入所児童氏名					
·	年	月	日	生		
			 			
(病名) (該当疾患に⊿をお願いします)						
麻しん(はしか)※						
インフルエンザ※						
新型コロナウイルス感染症※						
<u> </u>						
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)						
結核						
咽頭結膜熱(プール熱)※						
流行性角結膜炎						
百日咳						
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等) 急性出血性結膜炎						
区级工施沃火图必未证(施沃火图工施沃火)						
症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。						
年 月 日から登園可能と判断します。						
		年	月	日		
医療機関名						
医師名						
※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で						
記入することが可能です。						
※かかりつけ医の皆さまへ						
保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をで きるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症に						
ついて意見書の記入をお願いします。						
※保護者の皆さまへ						
上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障						
がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。						

表8 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻しん(はしか)	発症1日前から発しん出現 後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ		発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること(乳幼児にあっては、3日経過していること)
新型コロナウイルス感染 症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体 採取日を0日目として、5日を 経過すること
風しん	発しん出現の7日前から7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から 施皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮 (かさぶ た) 化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫 態後4日	た)化していること 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫腫 が発現してから5日経過し、か つ全身状態が良好になってい ること
結核 		医師により感染の恐れがない と認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失 した後2日経過していること
流行性角結膜炎	現した数日間	結膜炎の症状が消失している こと
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、 *咳出現後3週間を経過する まで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤に よる5日間の治療が終了して いること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	·	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	_	医師により感染の恐れがない と認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	_	医師により感染の恐れがない と認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。